

事業者の皆様へ

知っていますか?! 事業系ごみ

- ・事務所、商店、飲食店、工場などから事業活動に伴って発生するごみです。
- ・事業系ごみは事業者自らの責任で適正に処理しなければなりません。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条)



ここをチェック!!

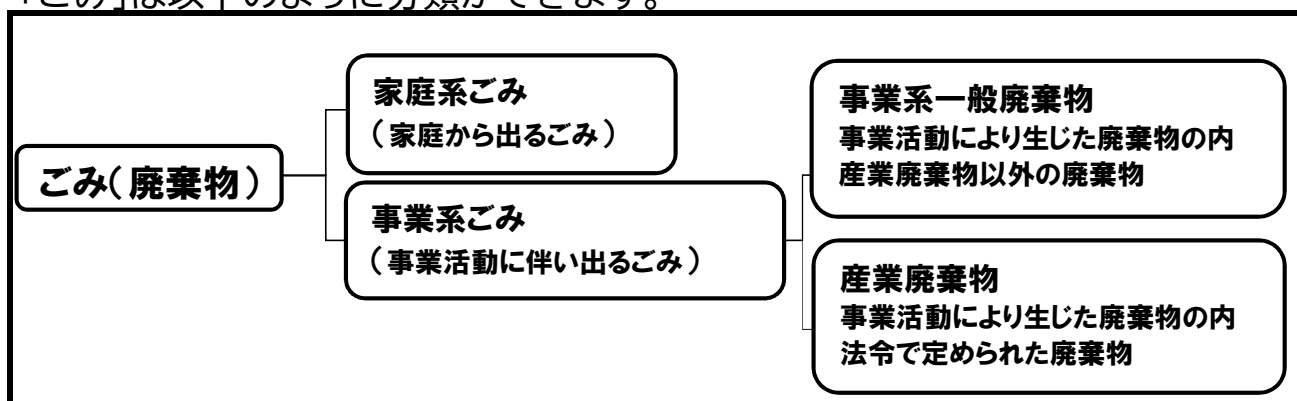
- 事業系ごみを地区の集積場所に出してはいませんか?
- 産業廃棄物を適切に処分していますか?

◆事業系ごみは、一般廃棄物・産業廃棄物ともに事業者処理責任があります。

- 禁止事項1 「家庭ごみ集積場所には出せません」
- 禁止事項2 「不法投棄」
- 禁止事項3 「違法な野外焼却」
- 禁止事項4 「無許可業者への委託」



「ごみ」は以下のように分類ができます。



事業者の皆様は、以下の方法でごみの処分をお願いします。

◎事業系一般廃棄物の処理方法

以下のいずれかの方法で適切に処分してください。

- 1 東部知多クリーンセンター(エコリ)に直接搬入
- 2 一般廃棄物収集運搬許可業者に処分を委託

◎産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物については、市では処理できません。
下記機関にお問い合わせください。

愛知県産業資源循環協会: 052-332-0346
尾張県民事務所廃棄物対策課: 052-961-7211

※事業系ごみの処分方法の詳細は、裏面にもまとめてありますのでご覧ください。

1 東部知多クリーンセンターに直接搬入する場合

名称・郵便番号・住所	電話番号	受入時間
東部知多クリーンセンター(エコリ) (〒470-2101 知多郡東浦町大字森岡字葎野41)	0562-46-8855 (電話受付は平日のみ)	平日・土曜日(祝日可) AM8:30~12:00 PM1:00~4:30

※ 産業廃棄物及び資源の品目は搬入できません。費用は10kgまでごとに200円です。

2 一般廃棄物収集運搬許可業者に処分を委託する場合

【令和4・5年度豊明市における事業系一般廃棄物収集運搬許可業者】

許可業者名	電話番号	※収集運搬料金等については、直接それぞれの許可業者にお問い合わせください。
東海清掃(株)	0562-92-6070	
トヨタケユニティ(株)	0562-98-0200	
岩田清掃(株)	0562-97-5558	
(株)三四四	0562-55-9050	
ノザキ(株)	0562-95-1009	
(株)中西	0562-97-6925	

※許可業者につきましては、豊明市一般廃棄物収集運搬許可番号順となっています。

3 事業所から排出される資源物のリサイクルについて

事業所から排出されるごみの中には、資源化可能なものも含まれています。
東部知多クリーンセンターへは、古紙・缶類・ビン類・ペットボトルなどの資源物は搬入できませんので、以下の回収業者をご利用ください。

【市内の資源回収業者】

品目	事業者名	電話番号	※回収料金等は、直接回収業者にお問い合わせください。
古紙・缶類	(株)中西	0562-97-6925	
ビン類・ペットボトル	トヨタケユニティ(株)	0562-98-0200	
金属くず	アルメック(株)	0562-97-7215	

なお、豊明市商工会館の駐車場においても、次の通り事業系資源の回収を行っておりますので、是非ご利用ください。

【事業系資源回収】

場 所 : 豊明市商工会館 駐車場(三崎町中ノ坪5-1)
曜 日・時 間 : 毎月第2・4水曜日 午後1時30分~午後3時
回 収 品 目 : 新聞、雑誌、ダンボール、スチール缶、アルミ缶、ビン類、ペットボトル

豊明市では、「ごみ減量20% 大金星プロジェクト」を実施中です。
減量化目標が達成できなければ有料化の検討を始めなければなりません。
適正なごみの排出が、ごみ減量には大切ですので、事業者の皆様におかれましても、ご協力をお願いいたします！



☆事業系ごみの詳細については
→QRコードからご覧いただけます。



お問い合わせ : 豊明市役所環境課ごみ減量推進係 電話 0562-92-1113